

商品概要説明書

J A加古川南 年金友の会 大口定期貯金<単利型>

(令和3年4月1日現在)

1. 商品名	・高齢者優遇定期
2. 販売対象	・当 JA で年金振込をしている個人
3. 預入期間	・定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000 万円以上 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利・特別金利情報の入手方法	・店頭表示の利率に年 0.200% の特別金利（令和 3 年 4 月 1 日現在）を上乗せし、適用します。預入期間が 1 年未満の場合、店頭表示の利率に年 0.100% の特別金利（令和 3 年 4 月 1 日現在）を上乗せし、適用します。 ・自動継続の場合には、当 JA に年金振込をしていることを原則として、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率に、自動継続時の特別金利を上乗せした利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5.0%）の分離課税となります。 ・金利・特別金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.500% を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C（C の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日ま

	<p>で新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の 6 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。) のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p>B 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) / 預入日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額 (支払済の利息合計額) と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支所または金融共済部金融業務課 (電話：079-421-3738) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会 (電話：078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 加古川南